

輸出管理について

株式会社テラプローブは「Tera Probe Code of Conduct」に則り、国際的な平和および安全の維持を目的とした安全保障輸出管理を適切に実施するために、安全保障輸出管理規程を定めています。

この安全保障輸出管理規程を経済産業省に提出し、輸出管理内部規程（CP）として CP 受理票を頂きました。

下記の経済産業省の HP に掲載されています。

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/compliance_programs.html#cp1

また、経済産業省から特別一般包括許可を取得し、迅速な輸出業務を遂行することが出来ます。

特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可

輸出許可番号 YBIT-GL-21-S10034